

News Letter 2025年10月号

賃上げに取り組む企業を支援！ 助成金・補助金支援策まとめ



経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

- 1 支援策について
- 2 業務改善助成金
- 3 キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)
- 4 IT導入補助金
- 5 ものづくり補助金
- 6 省力化投資補助金(一般型)
- 7 その他の助成金

① 支援策について

最低賃金の引き上げや人件費の増加に対応するためには、企業の生産性向上や雇用環境改善が欠かせません。賃上げを進める企業に助成金・補助金は心強い支援策となりますので、上手に活用して経営の安定と働きやすい環境づくりに役立てましょう。

補助金



採択制

助成金



要件充足型



② 業務改善助成金

設備投資による生産性向上

賃上げ

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げた上で、生産性向上につながる設備投資や業務改善を行った場合に助成されます。

対象経費例・・・POSレジ導入による在庫管理効率化、専門家による業務フロー改善、顧客管理システム導入など

事業者要件	中小企業・小規模事業者であること(みなし大企業は対象外)。	助成額
賃金要件	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 50円以内 であること。	30万～600万円
申請単位	労働者がいる事業場ごとに申請(例:工場Aと事務所Bは別々に申請)。	助成率
注意点	賃金を引き上げるのは、雇入れ後 6か月 を経過した労働者の事業場内最低賃金です。	3/4～4/5

事業内最低賃金の
引き上げの計画

+

設備投資の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

▶

(計画の承認と事業の実施後)
業務改善助成金を支給

<助成額例>

○事業場内最低賃金が980円 →助成率4/5

○8人の労働者を1,070円まで引上げ(90円コース) →助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円
(=600万円×4/5)
(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(=助成上限額)
(90円コースの助成上限額)

→ 450万円が支給されます。

③ キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

賃上げ

有期・短時間・派遣労働者を正社員化したり、処遇改善を行った事業主に対して助成されます。

対象

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、下記①～⑦までのいずれかを実施した事業主

コース一覧

①正社員化コース	②障害者正社員化コース	③賃金規定等改定コース	④賃金規定等共通化コース
⑤賞与・退職金制度導入コース	⑥社会保険適用時処遇改善コース	⑦短時間労働者労働時間延長支援コース	

助成額例

※賃金規定等改定コースの場合

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、下記の額の助成を行います。

3%以上4%未満	4%以上5%未満	5%以上6%未満	6%以上
4万円	5万円	6万5,000円	7万円

※助成額は令和7年度の内容です。

4 IT導入補助金

設備投資による生産性向上

賃上げ

補助金優先採択

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、デジタル化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援する制度です。

補助率・補助上限額 補助対象経費	通常枠	インボイス枠 インボイス対応類型	インボイス枠 電子取引類型	セキュリティ対応 推進枠	ITツール例 様々なITツールで事業のデジタル化を支援します。  POSレジ モバイルPOSレジ 発券機  受発注 セキュリティ
	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進 1/2以内 5万円以上 150万円以内 ITツールの業務プロセスが3つまでの場合 	ITツール等を導入してインボイス制度に対応 3/4以内 50万円以内 ITツールが1機能までの場合 	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す 2/3以内 350万円以内 	サイバーセキュリティ対策を進める 2/3以内 5万円以上 150万円以内 	
	単独申請可能なツールの拡大 ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費(保守サポートやマニュアル作成等の費用に加えて、IT活用の定着を促す導入後の”活用支援”も対象化)	ハードウェア購入費	クラウド利用料(最大2年分)	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料(最大2年分)	

※補助率は中小企業の場合となります。また、その他複数社連携IT導入枠もございますので詳しくは公募要領をご確認ください。

拡充

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

⑤ ものづくり補助金

設備投資による生産性向上

賃上げ

補助金優先採択

中小企業などが働き方改革や賃上げ、インボイス導入などの制度変更に対応するため、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援する制度です。

補助枠	主な補助対象	主な補助対象経費	補助率	補助上限額
製品・サービス 高付加価値化枠	革新的な新製品・サービスの開発による高付加価値化などのための設備投資	機械装置・システム構築費(必須) 技術導入費、専門家経費など	1/2または2/3	750万円から 3,500万円
グローバル枠	海外市場への進出のための新製品開発や展示会出展費用など	上記と同じ費用、 海外旅費、広告宣伝・販売促進費など	1/2または2/3	4,000万円

拡充

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
 - ・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
- ※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

⑥ 省力化投資補助金(一般型)

設備投資による生産性向上

賃上げ

補助金優先採択

人手不足の中小企業などが、省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイドのある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

※賃上げ要件を達成した場合、()内の値に補助上限額を引き上げ

補助上限額 従業員数あたり	5人以下:750万円(1,000万円)	6～20人:1,500万円(2,000万円)
	21～50人:3,000万円(4,000万円)	51～100人:5,000万円(6,500万円)
	101人以上:8,000万円(1億円)	
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3※ ※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3 補助金額1,500万円を超える部分は1/3	
基本要件 ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、①②④のみ	① 労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の 年均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上増加 ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ)	

拡充

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
 - ・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
- ※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

⑦ その他助成金

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成されます。

区分	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1,000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業務別課題対応コース(※1)	25～550万円	6～360万円 (※2)
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～500万円	
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

最後までご覧いただき ありがとうございます

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会